

令和7年度

栗原市コミュニティ組織 一括交付金の手引き



栗原市企画部市民協働課

目次

1. 令和7年度一括交付金制度の概要	・・・ P 1
◎ メニュー詳細説明書の見方	・・・ P 2
2. 一括交付金メニュー詳細	
①基本項目	
No.1 コミュニティ組織運営	・・・ P 3
No.2 コミュニティ推進協議会運営	
②独自項目	
No.1 自治会活動支援事業（自治会）	・・・ P 4
No.2 独自事業（コミュニティ推進協議会）	
○地域独自の事業への助成	
③選択項目	
No.1 こども遊園施設管理事業	・・・ P 5
○地区内こども遊園施設管理	
No.2 ごみ集積所設置事業	} ・・・ P 6
○ごみ集積所設置、修繕経費	
No.3 掲示板管理事業	
○掲示板設置、修繕、撤去経費	
No.4 ご近所助け愛交付金事業	・・・ P 7
No.5 自主防災組織活動支援事業	} ・・・ P 8
○防災訓練・研修会・講習会等に要する経費	
No.6 防災マップ作成支援事業	
○防災マップの基本データ作成（編集）に要する経費	
○防災マップの印刷に要する経費	
○防災マップの更新にかかるデータ作成及び印刷経費	
3. 申請・実績報告書記載例	・・・ P 9～31
4. よくある質問	・・・ P 32～38
5. 基本項目、独自項目の対象事業	・・・ P 39
6. 制度関係部局連絡先	・・・ P 40

1 令和7年度一括交付金制度の概要

自治会やコミュニティ推進協議会の創意工夫により自立的なコミュニティ活動ができるように支援するための交付金制度です。

① 一括交付金制度の構成

令和7年度一括交付金制度は基本項目、独自項目（自治会、コミュニティ推進協議会）、選択項目の3項目で構成されています。

1) 基本項目

(1) コミュニティ組織運営等（自治会）

◆単価：均等割60,000円＋世帯割800円×当該年1月1日世帯数

◆単価：2,600円×当該年1月1日高齢者数（当該年に77歳に到達する者含む）

(2) コミュニティ推進協議会運営

◆単価：均等割5,000円＋世帯割50円×当該年1月1日世帯数

(3) 民有集会施設火災保険料

◆単価：130円/㎡×延床面積

2) 独自項目

(1) 自治会活動支援事業

◆単価：均等割10,000円＋世帯割100円×当該年1月1日世帯数 * 上限3事業まで

※交付条件：基本項目で5事業以上を計画した場合

(2) コミュニティ推進協議会事業

◆上限額240,000円

3) 選択項目（6メニュー）

地域で必要に応じて選択し、実施していただく項目です。

(1) こども遊園施設管理事業 ◆単価：28,000円×施設数

(2) ごみ集積所設置事業 ◆上限額200,000円（事業費の3分の2を助成）

(3) 掲示板管理事業 ◆上限額30,000円 * 1箇所

(4) ご近所助け愛交付金事業 ◆単価：2,000円×自治会の世帯数

(5) 自主防災組織活動支援事業 ◆上限額30,000円（事業費の3分の2を助成）

(6) 防災マップ作成支援事業 ◆基本データ作成経費 上限額50,000円

◆印刷経費 上限額50,000円（事業費の3分の2を助成）

◆更新にかかるデータ作成及び印刷経費 上限額50,000円

※各メニューの詳細についてはP3～P8をご覧ください。

② 一括交付金の対象外経費

1) 市から他の助成金が交付されている事業

2) 初穂料・御布施

3) 交通費、宿泊費、費用弁償 ※事業実施に係る交通費、宿泊費、費用弁償は対象。

4) 飲食費（お弁当代、お茶代等）や懇親慰労の会等に係る経費

5) 他の組織や団体への運営に係る負担金や助成金

※4、5についてはご近所助け愛交付金事業、敬老事業は対象とする。

③ 交付申請・実績報告・交付について

1) 令和7年度申請書受付期間（基本・独自項目） ※選択項目について、申請期間後は要相談
令和7年4月1日（火）から令和7年7月31日（木）まで（期限厳守）

2) 令和6年度実績報告書提出期限（基本・独自項目）

令和7年6月30日（月）まで（期限厳守）

※令和6年度実績報告で未提出の項目がある場合、令和7年度交付申請は受付できません。

※選択項目の全ての項目、こども遊園施設管理事業、ごみ集積所設置事業、掲示板管理事業

自主防災組織活動支援事業、防災マップ作成支援事業及びご近所助け愛交付金事業は、

事業完了後2週間以内に提出願います。（※基本・独自項目と提出期限が異なります）

3) 交付について:申請から交付まで約1ヶ月ほどかかります。

※申請書及び実績報告書の提出は、最寄りの総合支所市民サービス課もしくは市民協働課へ提出願います。ご不明な点は市民協働課（0228-22-1164）までお問い合わせください。

◎ メニュー詳細説明書の見方

No.	分類	①	事業名	②
交付金額 算定根拠	自治会		コミュニティ推進協議会	③
交付金の 内容				④
実績報告に 必要なもの				⑤
対象外 経費				⑥
事業相談窓口				⑦

- ① 分類
・・・ 3項目（基本項目・独自項目・選択項目）の分類です。
- ② 事業名
・・・ 一括交付金事業メニュー名です。
- ③ 交付金額算定根拠
・・・ 実際に交付される金額を導き出す情報が記載されています。
事業によっては一緒に交付額の上限額が記載されています。
- ④ 交付金の内容
・・・ 事業の目的や交付金の使い方が記載されています。
記載されている使い方は例ですので、それに限るものではありません。
- ⑤ 実績報告に必要なもの
・・・ 実績報告の際に添付が必要なものを記載しています。
- ⑥ 対象外経費
・・・ 一括交付金の対象とならない経費を記載しています。
また、基本的には対象外経費ですが事業ごとに対象になるものもあり、
ここに記載されています。
- ⑦ 事業相談窓口
・・・ 各事業ごとに詳細を相談する際の所管課連絡先を記載しています。

2 一括交付金メニュー詳細

①基本項目

No.	1	分類	基本項目	事業名	コミュニティ組織運営	
交付金額 算定根拠			自治会	交付 上限	均等割60,000円+世帯割800円×1月1日世帯数 敬老会対象者単価2,600円×当該年度1月1日高齢者数	
			コミュニティ推進協議会		均等割60,000円×所属自治会数+世帯割800円×1月1日世帯数 敬老会対象者単価2,600円×所属自治会1月1日高齢者数	
交付金の 内容	<p>基本項目は3項目(基本・独自・選択)の中でもっとも自由度のある項目です。</p> <p>○用途一例</p> <p>運営費(会議費、事務費、協力者等への謝礼、自治会活動保険掛金、集会所光熱水費等)</p> <p>各種事業実施経費</p> <p>民有集会施設火災保険料</p> <p>(申請内訳書の記入の方法はP9、実績内訳書の記入方法はP21をご覧ください。)</p>					
実績報告に 必要なもの	<p>支出内訳(市で用意した報告様式による)</p> <p>総会資料(事業実施報告書、収支決算書、監査報告書)</p>					
対象外 経費	<p>1) 市から他の助成金が交付されている事業</p> <p>2) 初穂料・御布施</p> <p>3) 交通費、宿泊費、費用弁償 ※事業実施に係る交通費、宿泊費、費用弁償は対象。</p> <p>4) 飲食費(お弁当代、お茶代等)や懇親慰労の会等に係る経費</p> <p>5) 他の組織や団体への運営に係る負担金や助成金</p> <p>※4、5については敬老事業は対象とする。</p>					
事業相談窓口	<p>各総合支所市民サービス課(連絡先はP40をご覧ください。)</p> <p>企画部市民協働課 TEL 0228-22-1164</p>					

※民有集会施設を有する行政区又は区域の自治会、コミュニティ推進協議会については、民有集会施設火災保険料の一部助成相当額として、「130円/m²×延床面積」を積算した金額を加算する。

No.	2	分類	基本項目	事業名	コミュニティ推進協議会運営	
交付金額 算定根拠			コミュニティ推進協議会	交付 上限	均等割5,000円+世帯割50円×1月1日世帯数	
交付金の 内容	<p>基本項目は3項目(基本・独自・選択)の中でもっとも自由度のある項目です。</p> <p>○用途一例</p> <p>運営費(会議費、事務費、協力者等への謝礼等)</p> <p>各種実施事業費</p> <p>(申請内訳書の記入の方法はP10、実績内訳書の記入方法はP22をご覧ください。)</p>					
実績報告に 必要なもの	<p>支出内訳(市で用意した報告様式による)</p> <p>総会資料(事業実施報告書、収支決算書、監査報告書)</p>					
対象外 経費	<p>1) 市から他の助成金が交付されている事業</p> <p>2) 初穂料・御布施</p> <p>3) 交通費、宿泊費、費用弁償 ※事業実施に係る交通費、宿泊費、費用弁償は対象。</p> <p>4) 飲食費(お弁当代、お茶代等)や懇親慰労の会等に係る経費</p> <p>5) 他の組織や団体への運営に係る負担金や助成金</p> <p>※4、5については敬老事業は対象とする。</p>					
事業相談窓口	<p>各総合支所市民サービス課(連絡先はP40をご覧ください。)</p> <p>企画部市民協働課 TEL 0228-22-1164</p>					

②独自項目

No.	1	分類	独自項目	事業名	自治会活動支援事業
交付金額 算定根拠			自治会	交付 上限	1事業 均等割10,000円+世帯割100円×1月1日世帯数 *上限3事業まで
交付金の 内容	自治会で実施する事業経費にご使用ください。 ※注意 交付条件：基本項目内で5事業を計画していただくことが条件です。 （申請内訳書の記入の方法はP9、実績内訳書の記入方法はP21をご覧ください。） ※実績報告の際に、基本項目を5事業以上実施できなかった場合もしくは、独自項目の事業費 総額が交付額を下回った場合は、次年度申請時に精算となりますのでご注意ください。				
実績報告に 必要なもの	支出内訳（市で用意した報告様式による） 総会資料（事業実施報告書、収支決算書、監査報告書）				
対象外 経費	1) 市から他の助成金が交付されている事業 2) 初穂料・御布施 3) 交通費、宿泊費、費用弁償 ※事業実施に係る交通費、宿泊費、費用弁償は対象。 4) 飲食費（お弁当代、お茶代等）や懇親慰労の会等に係る経費 5) 他の組織や団体への運営に係る負担金や助成金				
事業相談窓口	各総合支所市民サービス課（連絡先はP40をご覧ください。） 企画部市民協働課 TEL 0228-22-1164				

No.	2	分類	独自項目	事業名	独自事業
交付金額 算定根拠			コミュニティ推進協議会	交付上限：240,000円	
交付金の 内容	コミュニティ推進協議会で独自に実施する事業経費にご使用ください。 （申請内訳書の記入の方法はP10、実績内訳書の記入方法はP22をご覧ください。） ※実績報告の際に、独自項目の事業費総額が交付額を下回った場合は、次年度申請時に精算と なりますのでご注意ください。				
実績報告に 必要なもの	支出内訳（市で用意した報告様式による） 総会資料（事業実施報告書、収支決算書、監査報告書）				
対象外 経費	1) 市から他の助成金が交付されている事業 2) 初穂料・御布施 3) 交通費、宿泊費、費用弁償 ※事業実施に係る交通費、宿泊費、費用弁償は対象。 4) 飲食費（お弁当代、お茶代等）や懇親慰労の会等に係る経費 5) 他の組織や団体への運営に係る負担金や助成金				
事業相談窓口	各総合支所市民サービス課（連絡先はP40をご覧ください。） 企画部市民協働課 TEL 0228-22-1164				

③選択項目

No.	1	分類	選択項目	事業名	こども遊園施設管理事業
交付金額 算定根拠		自治会 コミュニティ推進協議会		28,000円×実施箇所（実施箇所数に上限はありません。）	
交付金の 内容		<p>自治会やコミュニティ推進協議会エリア内にある、遊具の設置されているこども遊園施設及び市の条例に基づいて設置する公園又は遊園の維持管理経費にご使用ください。</p> <p>■対象となる遊園施設の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の方が利用できること ・コミュニティ組織（自治会、コミュニティ推進協議会）の事業として清掃管理を行うこと ・遊具の規模は問わない（ベンチ、テーブル、東屋等は遊具に含めない） ・1施設のくくりは、地域で1つの名称で認識されている範囲とする <p>○用途一例 敷地の清掃、除草用具の購入等</p> <p>※管理作業中に市所有遊具に異常がみられた場合は、施設所管課に連絡をお願いします。 （所管課は施設により異なります。） （申請内訳書の記入の方法はP14、実績内訳書の記入方法はP26をご覧ください。）</p>			
実績報告に 必要なもの		支出内訳（市で用意した報告様式による）			
対象外 経費		<p>1) 市から他の助成金が交付されている事業</p> <p>2) 初穂料・御布施</p> <p>3) 交通費、宿泊費、費用弁償 ※事業実施に係る交通費、宿泊費、費用弁償は対象。</p> <p>4) 飲食費（お弁当代、お茶代等）や懇親慰労の会等に係る経費</p> <p>5) 他の組織や団体への運営に係る負担金や助成金</p>			
事業相談窓口			下記一覧のとおり		

◎市内遊具設置施設所管課連絡先一覧

遊具設置施設種別	施設所管課	総合支所
住宅公園・住宅児童遊園等	建設部 建築住宅課	各総合支所 市民サービス課
	TEL 0228-22-1153	
児童遊園等	市民生活部 子育て支援課	各総合支所 市民サービス課
	TEL 0228-22-2360	
集会施設付属遊具施設等	企画部 市民協働課	各総合支所 市民サービス課
	TEL 0228-22-1164	
老人憩の家付属遊具施設等	市民生活部 社会福祉課	各総合支所 市民サービス課
	TEL 0228-22-1340	
都市計画公園等	建設部 都市計画課	各総合支所 市民サービス課
	TEL 0228-22-1154	
農村公園等	農林振興部 農村整備課	各総合支所 市民サービス課
	TEL 0228-22-1138	
生活・農業後継者育成センター等 付属遊具施設等	農林振興部 農政園芸課	各総合支所 市民サービス課
	TEL 0228-22-1135	

※上記に記載のないものや施設所管課が不明な場合は、企画部市民協働課までお問い合わせください。

No.	2	分類	選択項目	事業名	ごみ集積所設置事業
交付金額 算定根拠		交付上限：200,000円 設置等に係る経費の3分の2を助成。			
交付金の 内容		ごみ集積所を設置、修繕、撤去する経費を助成します。 審査方法が他の一括交付金事業と異なる事から、交付時期が異なる場合があります。 ※同一年度で複数箇所の設置申請が可能です。 (申請内訳書の記入の方法はP14、実績内訳書の記入方法はP26をご覧ください。)			
実績報告に 必要なもの		支出内訳(市で用意した報告様式による) 領収書の写し 作業中の写真 完成写真			
対象外 経費		申請されたごみ集積所設置、修繕、撤去作業に係るもの以外の経費			
事業相談窓口		各総合支所市民サービス課(連絡先はP40をご覧ください) 市民生活部環境課 TEL 0228-22-3350			

No.	3	分類	選択項目	事業名	掲示板管理事業
交付金額 算定根拠		交付額上限：30,000円(撤去と設置を同事業で行う場合は、それぞれにかかる経費を上限30,000円ずつ交付します。)			
交付金の 内容		掲示板を設置、修繕、撤去する経費を助成します。 設置、修繕について一括交付金の対象となる掲示板は1行政区1掲示板となります。 撤去については行政区内にある全ての掲示板が対象となります。 審査方法が他の一括交付金事業と異なる事から、交付時期が異なる場合があります。 (申請内訳書の記入の方法はP14、実績内訳書の記入方法はP26をご覧ください。)			
実績報告に 必要なもの		支出内訳(市で用意した報告様式による) 領収書の写し 作業中の写真 完成写真			
対象外 経費		申請された掲示板設置、修繕、撤去作業に係るもの以外の経費			
事業相談窓口		各総合支所市民サービス課(連絡先はP40をご覧ください) 企画部市民協働課 TEL 0228-22-1164			

No.	4	分類	選択項目	事業名	ご近所助け愛交付金事業
交付金額 算定根拠		自治会 基準世帯数	交付 上限	自治会の世帯数×2,000円	
交付金 の内容	<p>日頃から隣・近所（班や実行組合等）で行っているコミュニティ活動に係る事業経費を助成します。活動事業を2項目以上取り組んだ場合に、1世帯あたり2,000円を自治会へ交付します。</p> <p>○交付条件：自治会内の各申請班でそれぞれ2項目以上の事業を計画、実施していただくことが条件です。</p> <p>※一括交付金の基本項目・独自項目等で申請する事業とは別事業を申請してください。 ※実績報告書が提出できない場合は精算手続きが必要となりますのでご注意ください。 ※自治会内の納税貯蓄組合が納税貯蓄組合事務費補助金の申請をされる場合は、納税貯蓄組合加入世帯分はご近所助け愛交付金事業を申請できません。</p> <p>○助成対象事業例 高齢者支援（見守り、ごみ回収等）・通学児童の見守り、防犯・防火パトロール、周辺環境維持（空家、空地）、雪かき作業、草刈り作業（道路愛護、河川愛護）、花植え、植栽、清掃、ごみ拾い、納税等に係る活動（啓発、研修会開催等）、健康教室、介護予防教室、料理教室、防災研修、防火運動、地域文化伝承事業（しめ縄づくり等）、レクレーション大会、祭り、文化祭、花火大会、どんと祭、名所維持管理事業、その他班独自の事業など</p> <p>（申請書の記入の方法はP15、実績報告書の記入方法はP27、28をご覧ください。）</p>				
実績報告に 必要なもの	<p>実績報告書（市で用意した報告様式による） ※実施事業ごとに実施状況の分かる写真が2枚以上必要となります。</p>				
対象外経費	<p>活動に対する交付金となり、使途は問いません。 地区内の親睦を深めるために有効活用してください。</p>				
事業相談窓口	<p>各総合支所市民サービス課（連絡先はP40をご覧ください） 企画部市民協働課 TEL 0228-22-1164</p>				

No.	5	分類	選択項目	事業名	自主防災組織活動支援事業
交付金額 算定根拠		自治会 コミュニティ推進協議会		交付 上限	交付上限：30,000円 防災訓練等に係る経費の3分の2を助成。
交付金の 内容		<p>防災訓練・研修会・講習会・防災活動・防災備蓄品の購入等に係る経費にご使用ください。 ※災害時の備蓄として購入する飲料水や非常食は、長期保存（概ね1年以上保存）が可能な保存水や保存食を推奨します。（一般的なペットボトルのお茶や消費期限の短い食品等は対象外とします。）</p> <p>◎防災訓練（炊出し訓練等、訓練に使用する消耗品や小額備品含む）、研修会及び講習会、防災活動等に係る経費の3分の2を助成します。【助成上限額：30,000円】</p> <p>◎事業経費が45,000円を超えた場合（3分の2で3万円）、助成上限額を3万円としていることから、助成額は上限額の「3万円」となります。</p> <p>◎実績報告で申請時より事業経費が下がった場合、実績報告時の事業経費の3分の2の額に助成額が変わりますので、精算手続きが必要になる場合があります。対象外経費を含めないようご注意ください。 ※例年、対象外経費を含めた実績報告があり、精算手続きをしています。 （申請書の記入の方法はP17、実績内訳書の記入方法はP29をご覧ください。）</p>			
実績報告に 必要なもの		<p>支出内訳（市で用意した報告様式による） 領収書の写し（購入した物の商品名・数量・金額が分かるもの） ※領収書で内訳を確認できない場合は、納品書の写し等が併せて必要です。</p>			
対象外経費		<p>防災訓練・研修会・講習会・防災活動・防災備蓄品の購入等に係るもの以外の経費。 長期保存ができない飲料水、菓子等は対象外。 ご不明な点は、総務部危機対策課までお問い合わせください。</p>			
事業相談窓口			<p>各総合支所市民サービス課（連絡先はP40をご覧ください） 総務部危機対策課 TEL 0228-22-1149</p>		

No.	6	分類	選択項目	事業名	防災マップ作成支援事業【新規・更新】
交付金額 算定根拠		<p>1 【新規】基本データ作成経費 交付上限：50,000円 2 【新規】印刷経費 交付上限：50,000円 整備等に係る経費の3分の2を助成。 3 【更新】更新に係る、基本データ作成費及び印刷経費 交付上限：50,000円</p>			
交付金の 内容		<p>1 新規の防災マップを作成する際の基本データ作成（編集）に係る経費を助成します。 2 新規の防災マップを印刷する際に係る経費を助成します。 3 防災マップを更新する際の基本データ作成費及び印刷経費を助成します。 （申請書の記入の方法はP18、19実績内訳書の記入方法はP30、31をご覧ください。）</p>			
実績報告に 必要なもの		<p>支出内訳（市で用意した報告様式による） 領収書の写し 作成した防災マップの写し 1部</p>			
対象外経費		<p>防災マップを作成する際の基本データ作成（編集）に係るもの以外の経費、及び防災マップの印刷に係るもの以外の経費。 ご不明な点は、総務部危機対策課までお問い合わせください。</p>			
事業相談窓口			<p>各総合支所市民サービス課（連絡先はP40をご覧ください。） 総務部危機対策課 TEL 0228-22-1149</p>		

令和7年度栗原市コミュニティ組織一括交付金申請内訳書【自治会用】

自治会が申請する場合①

地区	〇〇	行政区	〇〇	自治会名	〇〇〇地区自治会
----	----	-----	----	------	----------

1 基本項目申請内訳

※該当する項目を○に記入してください。

分類	区分	組織運営や各種事業実施に対して交付されます。				
基本項目	A	運営費・事業費	① 均等割 60,000円 + 世帯割 800円 × 世帯数 36 = 88,800 円		①+② 120,000 円	
			② 敬老会対象者単価 2,600円 × 高齢者数 12 = 31,200 円			
		基本項目内訳	1	スポーツ大会	6	〇〇地区敬老会
			2	道路清掃事業	7	※ 独自項目要件5事業に、敬老事業は含められません。
			3	花植栽事業	8	
	4		名所維持管理事業	9		
	5		子ども健全育成事業	10		
	B	民有集会施設火災保険料	上限額	130円/㎡ × 延床面積 (少数第2位まで)		申請額
			昨年(参考)	108.48 ㎡	10,530 円	
		【内訳】 民有集会施設名	1)	〇〇〇集会所	108.48 ㎡	10,530 円
2)			昨年申請額を参考にして記入お願いします。 (上限額は130円 × 108.48㎡ = 14,100円となりますが実際の保険料額(10,530円)が下回っているケース)		㎡	円
3)					㎡	円
4)					㎡	円
5)				㎡	円	
計 (A+B)				130,530 円		

2 独自項目申請内訳 【自治会活動支援事業】

注意：基本項目内で5事業以上の実施計画をした自治会が申請できます。

分類	区分	自治会が実施する基本項目以外の事業経費に対して交付されます。				
独自項目	C	自治会活動支援事業				
		均等割 10,000円 + 世帯割 100円 × 世帯数 36 = 13,600 円		1件当申請上限額 13,600 円		
		上限3事業まで申請可				
		活動支援事業	申請数	申請事業名	申請上限額	申請額
		1	1	世代間交流事業	13,600 円	13,600 円
2	1	秋祭り	13,600 円	13,600 円		
3	1	広報誌発行事業	13,600 円	13,600 円		
計				40,800 円		

3 総括表

令和6年度実績報告書から転記します。

交付金申請総額		令和6年度精算額	令和7年度交付額
基本項目	運営費・事業費 A	120,000 円	120,000 円
	民有集会施設火災保険料 B	10,530 円	10,530 円
独自項目 C		40,800 円	39,000 円
交付総額 (A+B+C)		171,330 円	169,530 円

令和7年度栗原市コミュニティ組織一括交付金申請内訳書【コミュニティ推進協議会用】

※所属自治会運営事業費・敬老事業費を集約しない場合 ②

地区	〇〇	団体名	〇〇〇地区コミュニティ推進協議会
----	----	-----	------------------

1 基本項目申請内訳 ※該当する項目を○に記入してください。 (10円未満切捨て)

分類	区分	組織運営や各種事業実施に対して交付されます。						
基本項目	A	コミュニティ推進協議会運営	均等割	+	世帯割	×	世帯数	(ア) 70,000 円
			5,000円		50円		1,300	

2 独自項目申請内訳 【自治会活動支援事業】

独自項目	区分	コミュニティ推進協議会が独自に実施する事業経費に対して交付されます。				
	B	独自事業（コミュニティ推進協議会）		交付上限額 240,000円	申請件数 3件 (イ)	申請額 240,000円
		No.	事業名	事業内容	事業経費（予算）	
活動支援事業内訳	1	〇〇地区レクリエーション	家庭バレーボール・ソフトボール大会	80,000円		
	2	夏祭り	旧〇〇小学校において盆踊り大会を行う	125,000円		
	3	広報誌発行事業	年に2回広報誌を発行する	35,000円		
	4			円		
	5			円		

3 総括表

令和6年度実績報告書から転記します。

交付金申請総額			令和6年度精算額	令和7年度交付額
基本項目	コミュニティ推進協議会運営	A (ア) 70,000円	0円	70,000円
独自項目	独自事業 (コミュニティ推進協議会)	B (イ) 240,000円	0円	240,000円
交付総額 (A+B)		310,000円	0円	310,000円

令和7年度栗原市コミュニティ組織一括交付金申請内訳書【コミュニティ推進協議会用】

※所属自治会運営・事業費は集約しないが、敬老事業分を推進協議会で申請する場合③

地区	〇〇	団体名	〇〇〇地区コミュニティ推進協議会
----	----	-----	------------------

1 基本項目申請内訳

※該当する項目を○に記入してください。

(10円未満切捨て)

分類	区分	組織運営や各種事業実施に対して交付されます。				
基本項目	A	敬老事業費	敬老会対象者単価 2,600円	×	高齢者数 600	(ア) 1,560,000 円
		コミュニティ推進協議会運営	均等割 5,000円	+	世帯割 50円	×

2 独自項目申請内訳 【自治会活動支援事業】

独自項目	区分	コミュニティ推進協議会が独自に実施する事業経費に対して交付されます。				
	B	独自事業（コミュニティ推進協議会）		交付上限額 240,000円	申請件数 3件	申請額 240,000円
		活動支援事業内訳	No.	事業名	事業内容	事業経費（予算）
	1	〇〇地区レクリエーション	家庭バレーボール・ソフトボール大会	80,000円		
	2	夏祭り	旧〇〇小学校において盆踊り大会を行う	125,000円		
3	広報誌発行事業	年に2回広報誌を発行する	35,000円			
4				円		
5				円		

3 総括表

令和6年度実績報告書から転記します。

交付金申請総額		令和6年度精算額	令和7年度交付額
基本項目	敬老事業費	(ア) 1,560,000円	0円 = 1,560,000円
	コミュニティ推進協議会運営	(イ) 70,000円	0円 = 70,000円
独自項目	独自事業（コミュニティ推進協議会）	(ウ) 240,000円	0円 = 240,000円
交付総額（A+B）		1,870,000円	0円 = 1,870,000円

令和7年度栗原市コミュニティ組織一括交付金申請内訳書【コミュニティ推進協議会用】

※所属自治会分運営・事業費及び敬老事業費を集約する場合④

地区	〇〇	団体名	〇〇〇地区コミュニティ推進協議会
----	----	-----	------------------

1基本項目申請内訳

※該当する項目を○に記入してください。(10円未満切捨て)

分類	区分	組織運営や各種事業実施に対して交付されます。			
基本項目	A	運営費・事業費 (自治会分)	① 均等割 60,000円 × 所属自治会数 12 + 世帯割 800円 × 世帯数 1,444 = 1,875,200 円		
			② 敬老会対象者単価 2,600円 × 高齢者数 770 = 2,002,000 円	(ア)	3,877,200 円
	コミュニティ推進協議会運営	均等割 5,000円 + 世帯割 50円 × 世帯数 1,444	(イ)	77,200 円	
	B	民有集会施設火災保険料	上限額 130円/㎡ × 延床面積 (少数第2位まで) 410.00 ㎡	(ウ)	52,000 円

2独自項目申請内訳 【自治会活動支援事業】

注意：各自治会ごとに基本項目で5事業以上実施計画をした自治会が申請できます。

分類	区分	自治会が実施する基本項目以外の事業経費に対して交付されます。			
独自項目	C	1自治会1件当申請上限額	均等割 10,000円 + 世帯割 100円 × 1月1日世帯数		※各自治会上限3事業まで申請可
		自治会活動支援事業	申請件数 8 件	3 自治会	申請額 (エ) 142,800 円
	区分	コミュニティ推進協議会が独自に実施する事業経費に対して交付されます。			
	D	独自事業 (コミュニティ推進協議会)	交付上限額 240,000円	申請件数 3 件	申請額 (オ) 240,000 円
	No.	事業名	事業内容	事業経費 (予算)	
	1	〇〇地区レクリエーション	家庭バレーボール・ソフトボール大会	80,000 円	
	2	夏祭り	旧〇〇小学校において盆踊り大会を行う	125,000 円	
	3	広報誌発行事業	年に2回広報誌を発行する	35,000 円	
	4			円	
	5			円	

3総括表

令和6年度実績報告書から転記します。

交付金申請総額			令和6年度精算額	令和7年度交付額
基本項目	運営費・事業費 (自治会分)	(ア) 3,877,200 円	0 円	3,877,200 円
	コミュニティ推進協議会運営	(イ) 77,200 円	0 円	77,200 円
	民有集会施設火災保険料	(ウ) 52,000 円	800 円	51,200 円
独自項目	活動支援事業 (自治会分)	(エ) 142,800 円	1,800 円	141,000 円
	独自事業 (コミュニティ推進協議会)	(オ) 240,000 円	0 円	240,000 円
交付総額 (A+B+C+D)		4,389,200 円	2,600 円	4,386,600 円

「民有集会施設火災保険料」・「自治会活動支援事業」交付申請内訳書 【コミュニティ推進協議会用】

※所属自治会分運営・事業費及び敬老事業費を集約する場合④-1

No.	行政区	自治会名	4月1日 世帯数	民有集会施設火災保険料 B		自治会活動支援事業 C		
				民有集会施設名	延床面積	民有集会施設火災 保険料申請額	件数	申請額
1	◎◎行政区	◎◎自治会	36	◎◎地区集会所	160 ㎡	20,800 円	3 件	40,800 円
2	△△行政区	△△自治会	92		㎡	円	2 件	36,000 円
3	□□行政区	□□自治会	120	□□地区集会所	140 ㎡	18,200 円	3 件	66,000 円
4	●●行政区	●●自治会	75	△△地区集会所	110 ㎡	13,000 円	件	円
5	▲▲行政区	▲▲自治会			㎡	円	件	円
6	行政区	自治会			㎡	円	件	円
7	行政区	自治会			㎡	円	件	円
8	行政区	自治会			㎡	円	件	円
9	行政区	自治会			㎡	円	件	円
10	行政区	自治会			㎡	円	件	円
11	行政区	自治会			㎡	円	件	円
12	行政区	自治会			㎡	円	件	円
13	行政区	自治会			㎡	円	件	円
14	行政区	自治会			㎡	円	件	円
15	行政区	自治会			㎡	円	件	円
16	行政区	自治会			㎡	円	件	円
17	行政区	自治会			㎡	円	件	円
合 計					410 ㎡	52,000 円	8 件	142,800 円

令和7年度栗原市コミュニティ組織一括交付金申請内訳書（選択項目）

地区	〇〇	行政区	〇〇	自治会名	〇〇〇地区自治会
----	----	-----	----	------	----------

こども遊園施設管理事業申請内訳書

※該当する項目を○に記入してください。

分類	区分	遊具の設置されているこども遊園施設及び市の条例に基づいて設置する公園又は遊園の維持管理に対して交付されます。		
選択項目	こども遊園施設管理事業 28,000円×実施箇所数 ※実施箇所に上限はありません。	No.	実施箇所名	確認 (遊具の有無)
		1	〇〇児童遊園	有・無
		2	△△住宅公園	有・無
		3		有・無
		4		有・無
		5		有・無
申請総額			56,000 円	

ごみ集積所設置事業

区分	ごみ集積所名	〇〇第1ごみ集積所	事業総額	300,000 円	着工予定 月日	8月1日	
新規		土地所有者	栗原市	地目	宅地	完成予定 月日	8月20日
修繕	○	設置場所 地名地番	栗原市〇〇一丁目1号		交付金額 (市記入欄)	※市役所で記入します 200,000 円	
撤去							

※集積所を撤去し、同じ場所に新設する場合は『修繕』に○をしてください。

内 新規 50,000円
訳 撤去 30,000円

掲示板管理事業

区分	掲示板名	△△掲示板	事業総額	80,000 円	着工予定 月日	8月5日	
新規	○	土地所有者	栗原 太郎	地目	宅地	完成予定 月日	8月12日
修繕		設置場所 地名地番	栗原市〇〇一丁目2号		交付金額 (市記入欄)	※市役所で記入します 60,000 円	
撤去	○						

※ ごみ集積所設置・掲示板管理事業の申請には次のとおり添付書類が必要となります。

○新規設置の場合

- 設置場所の分かる図面
(公図の写しなどに設置する箇所を朱書き)
- 土地所有者の承諾書の写し
・既存の場所へ設置する場合は不要
・公共用地(道路等)の場合は、管理官公庁発行の使用許可書の写し
- 設置に係る見積書
- 平面図
- 利用者名簿(ごみ集積所設置の場合)
- 事業実施前の現場写真
- その他市長が必要と認める書類

○修繕の場合

- 設置場所の分かる図面
(公図の写しなどに設置する箇所を朱書き)
- 修繕に係る見積書
- 修繕後の平面図
- 利用者名簿(ごみ集積所修繕の場合)
- 事業実施前の現場写真
- その他市長が必要と認める書類

○撤去の場合

- 設置されている場所の分かる図面
(公図の写しなどに設置する箇所を朱書き)
- 撤去に係る見積書
- 利用者名簿(ごみ集積所撤去の場合)
- 事業実施前の現場写真
- その他市長が必要と認める書類

※ 「その他市長が必要と認める書類」については必要に応じ事業所管課から連絡があります。

※ 同じ場所で撤去、新設する場合は修繕として申請してください。

令和7年度 ご近所助け愛交付金事業 交付申請書 (自治会)

【記載例】

地区	行政区	自治会名	世帯数 (A)	単価 (B)	合計 (A×B)	活動事業計画1 事業目	活動事業計画2 事業目
00	000	000地区自治会					100世帯 (上限)
No.	班名	班長 (代表者名)	世帯数 (A)	単価 (B)	合計 (A×B)	活動事業計画1 事業目	活動事業計画2 事業目
1	1班	栗原 太郎	20	2,000	40,000	高齢者の見守り	雪かき作業
2	2班	栗原 花子	20	2,000	40,000	高齢者の見守り	雪かき作業
3	3班	築館 一郎	20	2,000	40,000	通学児童の見守り	草刈り作業
4	4班	若柳 次郎	20	2,000	40,000	周辺環境維持	清掃、ゴミ拾い
5	5班	栗駒 三郎	20	2,000	40,000	周辺環境維持	清掃、ゴミ拾い
6				2,000			
7				2,000			
8				2,000			
9				2,000			
10				2,000			
合計			100		200,000円	納税貯蓄組合の有無	有の場合、納税貯蓄組合加入世帯数

活動事業の例

- ・高齢者支援 (見守り、ごみ回収等)
- ・周辺環境維持 (空家、空地の対応)
- ・花植え、植栽
- ・健康教室、介護予防教室、料理教室
- ・レクレーション大会

- ・通学児童の見守り
- ・雪かき作業
- ・清掃、ゴミ拾い
- ・防災研修、防火運動
- ・祭り、文化祭、花火大会、どんと祭
- ・防犯、防火パトロール
- ・草刈り作業 (道路愛護、河川愛護)
- ・納税等に係る活動 (啓発、研修会開催等)
- ・地域文化伝承事業 (しめ縄づくり等)
- ・名所維持管理事業

【注意事項】

- ・班を重複する世帯はないものとします。班の合計世帯数 ≤ 自治会の世帯数となります。
- (例) Aさんの世帯が1班と2班の両事業に参加する場合、申請は1班か2班のどちらかの世帯数にのみカウントしてください。
- ・自治会内の納税貯蓄組合が納税貯蓄組合事務費補助金の申請をする場合は、納税貯蓄組合加入世帯分は申請できません。
- ・一括交付金の基本項目、独自項目などで申請する事業とは重複できません。

【記載例】

栗原市コミュニティ組織一括交付金「ご近所助け愛交付金事業」申請内訳書
(コミュニティ推進協議会申請用)

地区	〇〇	コミュニティ推進協議会名	〇〇地区コミュニティ推進協議会
構成行政区	〇〇行政区、〇〇行政区、〇〇行政区…		

No.	③-4	事業項目	ご近所助け愛交付金事業
申請額		330,000 円	交付金額 (市役所記入欄) 円

※ の欄は申請書提出後、市役所で記入いたします。

◎申請自治体内訳

No.	行政区	自治会名	申請世帯数	申請額	No.	行政区	自治会名	申請世帯数	申請額
1	〇〇	〇〇自治会	30 世帯	60,000 円	11			世帯	円
2	□□	□□自治会	25 世帯	50,000 円	12			世帯	円
3	△△	△△自治会	20 世帯	40,000 円	13			世帯	円
4	◎◎	◎◎自治会	40 世帯	80,000 円	14			世帯	円
5	◇◇	◇◇自治会	50 世帯	100,000 円	15			世帯	円
6			世帯	円	16			世帯	円
7			世帯	円	17			世帯	円
8			世帯	円	18			世帯	円
9			世帯	円	19			世帯	円
10			世帯	円	20			世帯	円
合計					330,000 円				

※ 申請自治会ごとのP15『令和7年度 ご近所助け愛交付金事業 交付申請書(自治会)』を添付願います。

【記載例】

栗原市コミュニティ組織一括交付金「自主防災組織活動支援事業」申請内訳書（自治会）

地区	〇〇	行政区	〇〇〇	自治会名	〇〇〇地区自治会
自主防災組織名	〇〇〇自主防災会		所属するコミュニティ推進協議会		
※ コミュニティ推進協議会が設立されている場合のみご記入ください。					

No.	③-5	事業項目	自主防災組織活動支援事業		金額
事業費	事業名・購入品名	事業実施 予定日	事業回数・購入個数	事業費 及び 単価	金額
	46,600 円		4月29日 (事業実施日が早い方を記入)	交付金額 (市役所記入欄)	円
1	〇〇自主防災会 防災訓練 (予定日：6月14日)	2	15,000 円	30,000 円	
2	〇〇自主防災会 研修会 (予定日：4月29日)	1	5,000 円	5,000 円	
3	〇〇自主防災会 講習会 (予定日：12月8日)	1	5,000 円	5,000 円	
4	消火器	1	6,600 円	6,600 円	
5			円	円	
6			円	円	
7			円	円	
8			円	円	
9			円	円	
10			円	円	
事業総額					46,600 円

※ の欄は申請書提出後、市役所で記入いたします。

※交付金額は、事業費の2/3の額で、30,000円を上限額とします。

栗原市コミュニティ組織一括交付金「防災マップ作成支援事業」【新規】申請内訳書（自治会）

地区	000	行政区	000	自治会名	000自治会
自主防災組織名	000自主防災会	所属するコミュニティ推進協議会			
※ コミュニティ推進協議会が設立されている場合のみご記入ください。					

No.	③-⑥	事業項目	防災マップ作成支援事業【新規】		※
事業費	(1)データ作成費	27,500 円	交付金額 (市役所 記入欄)	(1)データ作成費 円	完成予定日
	(2)印刷費	77,550 円	(2)印刷費 円	交付金額 円	
区分	内 容		数 量	単 価	金 額
(1) データ作成費	1	データ作成料	1	25,000 円	25,000 円
	2	消費税		2,500 円	2,500 円
	3			円	円
	4			円	円
	5			円	円
計					27,500 円
(2) 印刷費	1	A0判 掲示用	2	7,500 円	15,000 円
	2	A3判 毎戸配布用	370	150 円	55,500 円
	3	消費税		円	7,050 円
	4			円	円
	5			円	円
計					77,550 円

※ [] の欄は申請書提出後、市役所で記入いたします。

申請時添付書類

- (1) 防災マップのデータ作成費を申請する場合は、データ作成に係る見積書の写し
- (2) 防災マップの印刷費を申請する場合は、印刷に係る見積書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

※交付金額は、(1) データ作成費上限額50,000円。(2) 印刷費の2/3の額で、上限額50,000円。

栗原市コミュニティ組織一括交付金「防災マップ作成支援事業」【更新】申請内訳書（自治会）

地区	〇〇〇	行政区	〇〇〇	自治会名	〇〇〇自治会
自主防災組織名	〇〇〇自主防災会		所属するコミュニティ推進協議会		
※ コミュニティ推進協議会が設立されている場合のみご記入ください。					

No.	③-6	事業項目	防災マップ作成支援事業【更新】			※	の欄は申請書提出後、市役所で記入いたします。		
事業費	データ作成費 及び印刷費	83,050 円	交付金額 (市役所 記入欄)	データ作成費 及び印刷費	円	交付金額	円	完成予定日	7月31日
区分	内 容			数 量	単 価		金 額		
1	データ作成料			1	5,000 円		5,000 円		
2	消費税				500 円		500 円		
3	A0判 掲示用			2	7,500 円		15,000 円		
4	A3判 毎戸配付用			370	150 円		55,500 円		
5	消費税				7,050 円		7,050 円		
				計		83,050 円			

申請時添付書類

- (1) 防災マップのデータ作成費を申請する場合は、データ作成に係る見積書の写し
- (2) 防災マップの印刷費を申請する場合は、印刷に係る見積書の写し
- (3) 更新前の防災マップの写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

※交付金額は、データ作成費及び印刷費上限50,000円

【記載例】

栗原市コミュニティ組織一括交付金「自主防災組織活動支援事業」申請内訳書
(コミュニティ推進協議会申請用)

地区	〇〇〇	コミュニティ推進協議会名	〇〇地区コミュニティ推進協議会
構成行政区	〇〇行政区、〇〇行政区、〇〇行政区…		

※ の欄は申請書提出後、市役所で記入いたします。

No.	③-5	事業項目	自主防災組織活動支援事業
事業費計			80,250 円
		交付金額 (市役所記入欄)	円

◎申請自治会内訳

No.	行政区	自治会名	事業費	申請額	No.	行政区	自治会名	事業費	申請額
1	〇〇	〇〇自治会	18,000 円	12,000 円	11			円	円
2	□□	□□自治会	17,250 円	11,500 円	12			円	円
3	△△	△△自治会	13,500 円	9,000 円	13			円	円
4	◎◎	◎◎自治会	12,750 円	8,500 円	14			円	円
5	◇◇	◇◇自治会	18,750 円	12,500 円	15			円	円
6			円	円	16			円	円
7			円	円	17			円	円
8			円	円	18			円	円
9			円	円	19			円	円
10			円	円	20			円	円
					合計				
					80,250 円 53,500 円				

※ 申請自治会ごとのP17『栗原市コミュニティ組織一括交付金「自主防災組織活動支援事業」申請内訳書（自治会）』を添付願います。

令和7年度栗原市コミュニティ組織一括交付金実績内訳書【自治会用】

自治会が実績報告する場合 ①

地区	〇〇	行政区	〇〇	自治会名	〇〇〇地区自治会
----	----	-----	----	------	----------

1 基本項目実績内訳

※該当する項目を○に記入してください。

基本項目	No.	項目/実施日	実施事業名/内容/人数	運営費・事業費総額	一括交付金使用額	備考 (独自項目の要件5事業に①～⑤の番号を付してください)	
A	運営費						
	1	事務費	コピー用紙・インク・事務消耗品等	14,700 円	10,000 円		
	2	会議費	会議時資料作成	12,520 円	10,000 円		
	3	集会施設管理費	集会施設光熱水費	32,250 円	10,000 円		
	4	役員等手当	役員手当	30,000 円	10,000 円		
	5	『民有集会施設火災保険料』はB欄に記入してください。この欄には記入しません。					
	計				89,470 円	(ア) 40,000 円	
	1	4月〇日	スポーツ大会	50	51,500 円	18,000 円	①
	2	5月〇日、11月〇日	道路清掃事業1回目、2回目	15	18,500 円	5,000 円	②
	3	7月〇日	花植栽事業	25	14,600 円	5,000 円	③
4	8月〇日	名所維持管理事業	12	15,700 円	10,000 円	④	
5	11月〇日	子ども健全育成事業	22	19,700 円	10,800 円	⑤	
6	同事業を数回開催する場合は、1行にまとめてご記入ください。			貴自治会で敬老事業を主催する場合はすべて必須記入ですが、負担金として支出する場合、太枠部記入、会場・人数については把握されている場合に記入して下さい。			
8	(敬老事業記入欄)		対象者数	12 人	本人出席 9 人 代理受領 3 人	催・来賓 協力員等 5 人	※〇〇実行委員会へ負担金として支出した。
	9月〇日	〇〇地区敬老会 〇〇センター	事業経費/交付金使用	40,000 円	31,200 円		
計				160,000 円	(イ) 80,000 円		
B	1	火災保険料	〇〇集会施設 火災保険料	10,530 円	(ウ) 10,530 円		

2 独自項目実績内訳 (自治会活動支援事業)

申請時から事業内容を変更した場合、訂正し()へ記入ください。

独自項目	No.	実施日	実施事業名	参加人数	事業費総額	一括交付金使用額	備考
C	1	12月〇日	世代間交流事業 (健康教室)	20	18,900 円	13,600 円	
	2	11月〇日	秋祭り ()	70	53,000 円	13,600 円	
	3	3月〇日	広報誌発行事業 ()	12	11,800 円	11,800 円	
	計					83,700 円	(エ) 39,000 円

3 総括表

令和7年度交付申請書へ転記します。

交付金申請総額			交付金使用額			令和6年度精算額		
基本項目	運営費・事業費	A 120,000 円	-	(ア) + (イ)	120,000 円	=	0 円	
	民有集会施設 火災保険料	B 10,530 円	-	(ウ)	10,530 円	=	0 円	
独自項目		C 40,800 円	-	(エ)	39,000 円	=	1,800 円	
合計 (A+B+C)		171,330 円	-	合計	169,530 円	=	1,800 円	

令和6年度栗原市コミュニティ組織一括交付金実績内訳書【コミュニティ推進協議会用】

※所属自治会分・敬老事業分を集約しない場合②

地区	〇〇	団体名	〇〇〇地区コミュニティ推進協議会
----	----	-----	------------------

1 基本項目実績内訳

※該当する項目を 〇 に記入してください。 (10円未満切捨て)

基本項目	A	No.	項目/実施日	実施事業名/内容/人数	運営費・事業費総額	一括交付金使用額		
							コミュニティ推進協議会組織運営	
基本項目	運営費	1	事務費	コピー用紙・インク・事務消耗品等	14,700 円	10,000 円		
		2	会議費	会議時資料作成	13,300 円	10,000 円		
		3	役員手当	役員手当	20,000 円	10,000 円		
		計			48,000 円 (ア)	30,000 円		
		事業費	1	4月〇日	〇〇スポーツ大会	50	72,000 円	40,000 円
			2				円	円
	3					円	円	
	計			72,000 円 (イ)	40,000 円			
	交付申請額				70,000 円	合計	120,000 円 (ア)+(イ)	70,000 円

2 独自項目実績内訳 (自治会活動支援事業)

独自項目	B	No.	実施日	実施事業名	参加人数	事業費総額	一括交付金使用額	
								独自事業 (コミュニティ推進協議会)
独自項目	独自事業 (コミュニティ推進協議会)	1	6月〇日	〇〇地区レクリエーション ()	50	95,000 円	80,000 円	
		2	8月〇日	夏祭り ()	70	130,000 円	125,000 円	
		3	3月〇日	広報誌発行事業 ()	12	45,000 円	35,000 円	
		4	申請時から事業内容を変更した場合、訂正し()へ記入ください。				円	円
		5	()			円	円	
計						270,000 円 (ウ)	240,000 円	

3 総括表

令和7年度交付申請書へ転記します。

交付金申請総額				交付金使用額		令和6年度精算額
基本項目	コミュニティ推進協議会組織運営	A	70,000 円	(ア)+(イ)	70,000 円	0 円
独自項目	独自事業 (コミュニティ推進協議会)	B	240,000 円	(ウ)	240,000 円	0 円
合計 (A+B)			310,000 円	合計	310,000 円	0 円

令和6年度栗原市コミュニティ組織一括交付金実績内訳書【コミュニティ推進協議会用】

※所属自治会運営・事業費は集約しないが、敬老事業分を推進協議会で申請する場合③

地区	〇〇	団体名	〇〇〇地区コミュニティ推進協議会
----	----	-----	------------------

1 基本項目実績内訳

※該当する項目を○に記入してください。

基本項目	A	敬老事業費	開催日	事業名		会場		団体名	
			9月〇日	〇〇地区敬老会		〇〇センター		〇〇敬老会実行委員会	
			対象者数	本人出席	代理受領	主催・来賓等・協力員等		備考欄	
			600人	250人	350人	15人			
			交付額		事業総額			一括交付金使用額	
			1,560,000円		1,600,000円 (ア)			1,560,000円	
	A	運営費	No.	項目/実施日	実施事業名/内容/人数		運営費・事業費総額	一括交付金使用額	
			1	事務費	コピー用紙・インク・事務消耗品等		14,700円	10,000円	
			2	会議費	会議時資料作成		13,300円	7,000円	
			3	役員手当	役員手当		20,000円	13,000円	
計				48,000円 (イ)	30,000円				
計				48,000円 (イ)	30,000円				
A	事業費	1	4月〇日	〇〇スポーツ大会	50	72,000円	40,000円		
		2				円	円		
		3				円	円		
		計				72,000円 (ウ)	40,000円		
交付申請額			合計		120,000円 (イ)+(ウ)	70,000円			
70,000円									

2 独自項目実績内訳（自治会活動支援事業）

独自項目	B	活動支援事業内訳	No.	実施日	実施事業名	参加人数	事業費総額	一括交付金使用額	
			1	6月〇日	〇〇地区レクリエーション()	50	95,000円	80,000円	
			2	8月〇日	夏祭り()	70	130,000円	125,000円	
			3	3月〇日	広報誌発行事業()	12	42,000円	35,000円	
			4	申請時から事業内容を変更した場合、訂正し()へ記入ください。				円	円
			5		()		円	円	
計					267,000円 (エ)	240,000円			

3 総括表

令和7年度交付申請書へ転記します。

交付金申請総額			交付金使用額			令和6年度精算額	
基本項目	自治会組織運営費	A	1,560,000円	(ア)	1,560,000円	=	0円
	敬老事業費 コミュニティ推進協議会組織運営		70,000円	(イ)+(ウ)	70,000円	=	0円
独自項目	独自事業 (コミュニティ推進協議会)	B	240,000円	(エ)	240,000円	=	0円
合計 (A+B)			1,870,000円	合計	1,870,000円	=	0円

令和6年度栗原市コミュニティ組織一括交付金実績内訳書【コミュニティ推進協議会用】

※所属自治会分運営・事業費及び敬老事業費を集約する場合④

地区	〇〇	団体名	〇〇〇地区コミュニティ推進協議会
----	----	-----	------------------

1 基本項目実績内訳

※該当する項目を○に記入してください。

基本項目	自治会組織運営費	交付申請額		※詳細は各自治会用の実績内訳書様式1を作成し、この内訳書に添付してください。		運営費・事業費総額	一括交付金使用額	
		コミュニティ組織運営費		1,875,200 円			3,157,000 円	1,875,200 円
		敬老事業		2,002,000 円			2,002,000 円	2,002,000 円
		計		3,877,200 円			5,159,000 円	(ア) 3,877,200 円
	敬老事業内訳	開催日	事業名		会場		団体名	
		9月〇日	〇〇地区敬老会		〇〇小学校体育館		〇〇敬老会実行委員会	
		対象者数	本人出席	代理受領	主催・来賓等・協力員等		備考欄	
		700 人	300 人	400 人	20 人			
	コミュニティ推進協議会組織運営	運営費	No.	項目/実施日	実施事業名/内容/人数		運営費・事業費総額	一括交付金使用額
			1	事務費	コピー用紙・インク・事務消耗品等		14,700 円	10,000 円
			2	会議費	会議時資料作成		12,520 円	10,000 円
			3					円
		計				27,220 円	(イ) 20,000 円	
		事業費	1	4月〇日	〇〇スポーツ大会	50	75,000 円	57,200 円
			2				円	円
3						円	円	
計					75,000 円	(ウ) 57,200 円		
交付申請額		合計		102,220 円	(イ)+(ウ) 77,200 円			
77,200 円								
B	民有集会施設火災保険料	※詳細は各自治会用の実績内訳書①を作成し、この内訳書に添付してください。		交付申請額	52,000 円	(エ) 51,200 円		

2 独自項目実績内訳（自治会活動支援事業）

独自項目	C	自治会活動支援事業費		※詳細は各自治会用の実績内訳書①を作成し、この内訳書に添付してください。		交付額	一括交付金使用額	
						142,800 円	(オ) 141,000 円	
	D	独自事業（コミュニティ推進協）	No.	実施日	実施事業名	参加人数	事業費総額	一括交付金使用額
			1	6月〇日	〇〇地区レクリエーション	50	95,000 円	80,000 円
			2	8月〇日	夏祭り	70	130,000 円	125,000 円
			3	3月〇日	広報誌発行事業	12	42,000 円	35,000 円
			4				円	円
5				円	円			
計		交付申請額		円	267,000 円	(カ) 240,000 円		

3 総括表

令和7年度交付申請書へ転記します。

交付金申請総額		交付金使用額		令和6年度精算額	
基本項目	自治会組織運営費	A	3,877,200 円	(ア) 3,877,200 円	= 0 円
	コミュニティ推進協議会組織運営		77,200 円	(イ)+(ウ) 77,200 円	= 0 円
	民有集会施設火災保険料	B	52,000 円	(エ) 51,200 円	= 800 円
独自項目	活動支援事業（自治会分）	C	142,800 円	(オ) 141,000 円	= 1,800 円
	独自事業（コミュニティ推進協議会）	D	240,000 円	(カ) 240,000 円	= 0 円
合計（A+B+C+D）			4,389,200 円	合計	4,386,600 円 = 2,600 円

「民有集会所火災保険料」・「自治会活動支援事業」実績内訳書 【コミュニティ推進協議会用】

※所属自治会分運営・事業費及び敬老事業費を集約する場合④-1

No.	行政区	自治会名	1月1日 世帯数	民有集会所火災保険料 B				自治会活動支援事業 C					
				民有集会所火災 延床面積	民有集会所火災 保険料申請額ア	民有集会所火災 保険料実績額イ	精算額 (ア-イ)	件数	申請額ア	件数	実績額イ	精算額 (ア-イ)	
1	◎◎行政区	◎◎自治会	36	◎◎地区集会所	160㎡	20,800円	20,000円	800円	3件	40,800円	3件	39,000円	1,800円
2	△△行政区	△△自治会	92		㎡	円	円	円	2件	36,000円	2件	36,000円	円
3	□□行政区	□□自治会	120	□□地区集会所	140㎡	18,200円	18,200円	円	3件	66,000円	3件	66,000円	円
4	●●行政区	●●自治会	75	△△地区集会所	110㎡	13,000円	13,000円	円	件	円	件	円	円
5	▲▲行政区	▲▲自治会			㎡	円	円	円	件	円	件	円	円
6	行政区	自治会			㎡	円	円	円	件	円	件	円	円
7	行政区	自治会			㎡	円	円	円	件	円	件	円	円
8	行政区	自治会			㎡	円	円	円	件	円	件	円	円
9	行政区	自治会			㎡	円	円	円	件	円	件	円	円
10	行政区	自治会			㎡	円	円	円	件	円	件	円	円
11	行政区	自治会			㎡	円	円	円	件	円	件	円	円
12	行政区	自治会			㎡	円	円	円	件	円	件	円	円
13	行政区	自治会			㎡	円	円	円	件	円	件	円	円
14	行政区	自治会			㎡	円	円	円	件	円	件	円	円
15	行政区	自治会			㎡	円	円	円	件	円	件	円	円
16	行政区	自治会			㎡	円	円	円	件	円	件	円	円
17	行政区	自治会			㎡	円	円	円	件	円	件	円	円
合計					410㎡	52,000円	51,200円	800円	8件	142,800円	8件	141,000円	1,800円

令和7年度栗原市コミュニティ組織一括交付金実績内訳書（選択項目）

地区	〇〇	行政区	〇〇	自治会名	〇〇〇地区自治会
----	----	-----	----	------	----------

こども遊園施設管理事業申請内訳書

※該当する項目を○に記入してください。

交付金額(a)					56,000 円	
No.	実施日	事業名	参加人数	事業費総額	一括交付金 充当分	備考
1	8月1日	〇〇児童遊園	20	30,000 円	28,000 円	
2	8月10日	△△住宅公園	18	29,000 円	28,000 円	
3				円	円	
4				円	円	
5				円	円	
6				円	円	
合 計				59,000 円	(b) 56,000 円	
交付金残額 (市役所記入欄)				※市役所で記入します 円		

ごみ集積所設置事業

区分	ごみ集積所名	〇〇第1ごみ集積所	交付金額	200,000 円	事業総額	300,000 円
新規		着工 月日	8月1日	交付金残額 (市役所記入 欄)	※市役所で記入します	円
修繕	○	完成 月日	8月20日			
撤去		備考				

掲示板管理事業

区分	掲示板名	△△掲示板	交付金額	60,000 円	事業総額	80,000 円
新規	○	着工 月日	8月5日	交付金残額 (市役所記入 欄)	※市役所で記入します	円
修繕		完成 月日	8月12日			
撤去	○	備考				

※ ごみ集積所設置事業・掲示板管理事業の実績報告については次のとおり添付書類が必要となります。

- 1 事業に係る領収書の写し
- 2 施工中及び施工後の写真（各1枚以上）
- 3 その他市長が必要と認める書類（必要に応じ事業所管課から連絡があります。）

実績報告書は、他の一括交付金メニューに関わらず設置、修繕又は撤去が完了した時点で2週間以内に提出してください。

令和7年度 ご近所助け愛交付金事業 実績報告書（自治会）

【記載例】

地区	〇〇	行政区	〇〇〇	自治会名	〇〇地区自治会
----	----	-----	-----	------	---------

班名	1班	事業数	1	事業目	班長 (代表者名) 栗原 太郎
実施日	〇月〇日、〇月△日、 △月〇日	実施内容	1班内の草刈りを実施。〇〇名が参加した。		

1 事業目 活動写真①

1枚目の写真を貼ってください。

1 事業目 活動写真②

2枚目の写真を貼ってください。

※ ご近所助け愛交付金事業の実績報告については、添付書類の提出は必要ありませんが、1事業あたり2枚、事業実施状況の分かる写真（作業風景や集合写真など）を貼り付けてください。
 ※ 1班あたり実績報告書を2枚（2事業分）提出いただきます。

令和7年度 ご近所助け愛交付金事業 実績報告書（自治会）

【記載例】

地区	〇〇	行政区	〇〇〇	自治会名	〇〇地区自治会
----	----	-----	-----	------	---------

班名	1班	事業数	2 事業目	班長 (代表者名)	栗原 太郎
----	----	-----	-------	--------------	-------

実施日	〇月〇日、〇月△日	実施内容	〇〇自治会館の清掃を実施。〇〇名が参加した。		
-----	-----------	------	------------------------	--	--

2事業目 活動写真①

1枚目の写真を貼ってください。

2事業目 活動写真②

2枚目の写真を貼ってください。

※ ご近所助け愛交付金事業の実績報告については、添付書類の提出は必要ありませんが、1事業あたり2枚、事業実施状況の分かる写真（作業風景や集合写真など）を貼り付けてください。
 ※ 1班あたり実績報告書を2枚（2事業分）提出いただきます。

【記載例】

栗原市コミュニティ組織一括交付金「自主防災組織活動支援事業」実績内訳書（自治会）

地区	〇〇	行政区	〇〇〇	自治会名	〇〇〇地区自治会
自主防災組織名	〇〇〇自主防災会	所属するコミュニティ推進協議会		※ コミュニティ推進協議会が設立されている場合のみご記入ください。	

No.	③-5	事業項目	自主防災組織活動支援事業			金額
			事業名・購入品名	事業回数・購入個数	事業費 及び 単価	
交付金		30,000 円	交付金残額（市役所記入欄）			円
1			〇〇自主防災会 防災訓練 (6月14日)	2	15,000 円	30,000 円
2			〇〇自主防災会 研修会 (4月29日)	1	5,000 円	5,000 円
3			〇〇自主防災会 講習会 (12月8日)	1	5,000 円	5,000 円
4			消火器	1	6,600 円	6,600 円
5					円	円
6					円	円
7					円	円
8					円	円
9					円	円
10					円	円
事業総額						46,600 円

※ の欄は市役所で記入いたします。

※ 交付金額は、事業費の2/3の額で、30,000円が上限額となっています。
 ※ 自主防災組織活動支援事業の報告については、次のおり添付書類が必要となります。
 1 事業に係る領収書の写し
 2 その他市長が認める書類（必要に際し事業所管理課から連絡があります。）
 ※ 自主防災組織活動支援事業の報告書は、他の一括交付金メニューに係わらず事業が完了した時点で提出願います。
 ※ コミュニティ推進協議会が所属自治会の分をまとめて申請した場合は、所属自治会ごとにこの実績内訳書を作成してください。

栗原市コミュニティ組織一括交付金「防災マップ作成支援事業」【新規】実績内訳書（自治会）

地区	000	行政区	000	自治会名	000自治会
自主防災組織名	000自主防災会	所属するコミュニティ推進協議会 ※ コミュニティ推進協議会が設立されている場合のみご記入ください。			

No.	③-6	事業項目	防災マップ作成支援事業【新規】		金額	
			交付金額 (市役所 記入欄)	交付金額 合計 (市役所記 入欄)		
	(1)データ作成費	27,500 円		円	7月31日	
	(2)印刷費	50,000 円		円		
区分	内 容			数 量	単 価	金 額
(1) データ作成費	1	データ作成料	1	25,000 円	25,000 円	25,000 円
	2	消費税		2,500 円	2,500 円	2,500 円
	3			円	円	円
	4			円	円	円
	5			円	円	円
計						27,500 円
(2) 印刷費	1	A0判 掲示用	2	7,500 円	7,500 円	15,000 円
	2	A3判 毎戸配布用	370	150 円	150 円	55,500 円
	3	消費税		円	円	7,050 円
	4			円	円	円
	5			円	円	円
計						77,550 円

※ の欄は市役所で記入いたします。

※ 交付金額は、(1) データ作成費上限額50,000円。(2) 印刷費の2/3の額で、上限額50,000円。

※ 防災マップ作成支援事業の報告については、次のとおり添付書類が必要です。

- 1 事業に係る領収書の写し
 - 2 作成した防災マップの写し 1部
 - 3 その他市長が認める書類（必要に応じ事業所管課から連絡があります。）
- ※ 防災マップ作成支援事業の報告書は、他の一括交付金メニューに係わらず事業が完了した時点で提出願います。

【記載例】

栗原市コミュニティ組織一括交付金「防災マップ作成支援事業」【更新】実績内訳書（自治会）

地区	〇〇〇	行政区	自治会名	〇〇〇自治会
自主防災組織名	〇〇〇自主防災会		所属するコミュニティ推進協議会	※ コミュニティ推進協議会が設立されている場合のみご記入ください。

※ [] の欄は申請書提出後、市役所で記入いたします。

No.	③-6	事業項目	防災マップ作成支援事業【更新】		数量	単価	金額	
区分	交付金額	データ作成費及び印刷費	交付金額 (市役所記入欄)	円	交付金残額 (市役所記入欄)	円	円	
データ作成費及び印刷費		50,000 円					7月31日	
1		データ作成料			1	5,000 円	5,000 円	
2		消費税				500 円	500 円	
3		A0判 掲示用			2	7,500 円	15,000 円	
4		A3判 毎戸配付用			370	150 円	55,500 円	
5		消費税				7,050 円	7,050 円	
計								83,050 円

※交付金額は、データ作成費及び印刷費上限50,000円

※ 防災マップ作成支援事業の報告については、次のとおり添付書類が必要です。

- 1 事業に係る領収書の写し
 - 2 作成した防災マップの写し 1部
 - 3 その他市長が認める書類（必要に応じ事業所管理課から連絡があります。）
- ※ 防災マップ作成支援事業の報告書は、他の一括交付金メニューに係わらず事業が完了した時点で提出願います。

4 よくある質問

○基本項目

- Q1. 基本項目で実施する事業及び経費は、地区の裁量でよろしいでしょうか？
A1. 地区の裁量により自由な活用を実施できます。
- Q2. 自治会主催の厄払いを行いたいのですが、初穂料やあげものへの支出は対象となりますか？
A2. 初穂料や御布施など、神事等に直接係る経費については対象外となります。
- Q3. 他の団体が実施している事業に自治会、コミュニティ推進協議会として参加したいのですが対象となりますか？
A3. 自治会、コミュニティ推進協議会として参加するものであれば対象となります。
ただし、その事業に市から他の助成金が交付されており、それを基に自治会、コミュニティ推進協議会に参加助成金等のお金が支払われる場合は、一括交付金の対象外となります。
- Q4. 集会施設に設置する備品や遊具等の購入に使用することはできますか？
A4. 組織内で必要であれば使用いただけます。
- Q5. 集会施設を管理している団体が自治会以外の場合、その集会施設の光熱水費に使用することはできますか？
A5. 自治会の支出として妥当であるか等を協議いただいた後、自治会の経費として支出することは可能です。
- Q6. 自治会活動保険は必ず加入しなければいけませんか？
A6. 基本項目ですので保険を掛けるか否かは各自治会等にお任せいたしますが、加入しない場合でも、市が代わって補償するものではありませんので、万が一に備えていただく事をお勧めします。
自治会活動保険の場合、通年補償が一般的ですが、活動状況に応じて事業ごとに保険加入していただけます。
- Q7. 保険料の割戻金はどのようになりますか？
A7. 割戻金が発生した場合は自治会、コミュニティ推進協議会の収入としていただけます。
- Q8. どの保険会社を利用してもよろしいでしょうか？
A8. どちらの保険会社もご利用いただけます。
- Q9. 一括交付金で交付された民有集会施設火災保険料に上乗せして、もっと高い補償の保険に加入する事はできますか？
A9. できます。一括交付金からは定額の交付となりますので、不足分は会の財源から充当してください。
- Q10. 上乗せして保険に加入した場合、受け取った保険金の取り扱いはどうなりますか？
A10. 上乗せした場合に限らず、火災時に受け取った保険金の使途の考え方は次のとおりです。
焼失(半焼含む)の場合の再建築経費の補填として保険金を充てることとなります。
保険金から補填する額は「一括交付金で交付した保険料の金額で加入した場合に受け取る事のできる保険金額」を市場調査の上算定します。実際に受け取った保険金額との間に差が生じ、残額が発生した場合は保険金の受け取り団体の収入としていただけます。
補填金額は焼失した時点での市場調査としますので、現時点では提示できません。
また、結果的に火災保険に加入していなかった場合でも、火災保険に加入していたものとみなし、一括交付金の算定式を使用した火災保険料で受け取る事のできる額を団体に負担していただく事となります。

- Q11. 民有集会施設火災保険料は外の事業に充当できますか？**
A11. 民有集会施設火災保険料は民有集会施設火災保険料のみで充当願います。交付額より実額が少ない場合は、翌年度の交付金より精算になります。
- Q12. ※日本型直接支払（多面的機能支払）でも水路・農道等の保安全管理や花植栽等の環境保全に取り組む事ができますが、事業として区別しなければなりませんか？**
A12. 作業区域を別事業として区別して実施してください。また、※日本型直接支払（多面的機能支払）は国庫補助事業であるため、一括交付金とは、区別した会計処理を行う必要があります。
※ 農地・水・環境保全向上対策は平成26年度より日本型直接支払（多面的機能支払）に移行しております。日本型直接支払（多面的機能支払）に関する問い合わせ先は、栗原市農林振興部農政園芸課（Tel. 0228-22-1135）です。
- Q13. こども会・老人クラブ等への事業に使用する事はできますか？**
A13. できます。他の組織への運営に係る負担金等以外であれば、活動助成を行っていただけます。
- Q14. 敬老事業の実績報告の方法は？また、上限額の2,600円以上を経費とする必要はありますか？**
A14. 自治会・コミュニティ推進協議会単位で実施する場合、総会資料などの事業実績報告書及び収支決算書において確認します。また、実行委員会を立ち上げて実施する地区において、自治会から負担金として支出する場合は総会資料などの収支決算書で、敬老事業分として支出した負担金額が確認できるようにしてください。
コミュニティ推進協議会が所属自治会を集約して申請している場合で、敬老事業費を自治会へ分配している場合は、個々の自治会の総会資料などの収支決算書で、収入と支出が確認できるようにしてください。なお、交付額の算定において上限額高齢者1人当2,800円としておりますが、必ずしも1人当2,600円以上の経費とする必要はありません。
※自治会運営費・事業費の一部経費として使用することも可能です。
- Q15. その他協力者の謝礼に充てる一括交付金の限度額はありますか？**
A15. 要綱上の規定はありません。
参考：自治会の役員に対する謝礼の場合、一世帯あたり300円以内
コミュニティ推進協議会の役員に対する謝礼の場合、一世帯あたり10円以内など。
（自治会アンケート調査において、役員手当ての額の全体平均額を参考としたもの。）
例：自治会 100世帯の場合⇒上限額 30,000円
例：コミュニティ推進協議会 1,000世帯の場合⇒上限額 10,000円
- Q16. スポーツレクリエーション大会参加に向けた練習時の会場代等に充てる事はできますか？**
A16. できます。
- Q17. スポーツレクリエーション大会に参加する際の、自動車借り上げ料に充てる事はできますか？**
A17. できます。
- Q18. 慰労会経費に充てる事はできますか？**
A18. 対象外経費となっており、慰労会経費として充てる事はできません。（敬老事業を除きます。）
- Q19. レクリエーション大会を実施する際の景品代に充てる事はできますか？**
A19. できます。
- Q20. 事業を実施した際の会場借り上げ料は一括交付金の対象になりますか？**
A20. 対象になります。

- Q21. 対象外経費となっているものが必要な場合はどうすればよろしいでしょうか？**
A21. 一括交付金からの支出はできませんが、会費を集める等、独自財源から支出いただけます。
- Q22. 各事業への参加人数に制約はありますか？**
A22. 制約はありません。
- Q23. 基本項目で交付金に残額が生じた場合は精算となりますか？**
A23. 精算となります。（翌年度の交付額から相殺となります。）
- Q24. 選択項目や独自項目（コミュニティ推進協議会）の事業を実施し、交付金残額が生じた場合は精算となりますか？**
A24. 精算となります。（選択項目は当該年度精算、独自項目は翌年度の交付額から相殺となります。）
- Q25. 基本・独自項目の実績報告書に、写真や領収書の添付は必要でしょうか？**
A25. 写真や領収書等の添付は必要ありません。
選択項目の「こども遊園施設管理事業」、「ごみ集積所設置事業」、「掲示板管理事業」、「ご近所助け愛交付金事業」及び「自主防災組織活動事業」、「防災マップ作成支援事業」については別途報告様式をお示しいたします。
- Q26. 自治会の救急箱を購入することは可能ですか？**
A26. 防災以外の事業で使用する場合は、基本項目の運営費として購入いただけます。
防災訓練や災害発生時に使用する場合、自主防災組織活動支援事業として購入いただけます。

○独自項目「自治会活動支援事業」

- Q1. 基本項目内で5事業以上の実施計画があります。独自項目の申請は必ず必要でしょうか？**
A1. 基本項目の申請のみでも可能です。
- Q2. 健康教室を年5回開催予定です。それぞれ1事業としてよろしいでしょうか？**
A2. 5回それぞれではなく、健康教室を1事業としてください。
- Q3. 計画した事業は、変更可能でしょうか？**
A3. 可能です。実績報告の際に変更内容を報告いただきます。
- Q4. 基本項目で実施する事業と独自項目の事業は重複してもよろしいでしょうか？**
A4. 重複できません。別の事業を申請してください。
- Q5. 基本項目や独自項目で実施する事業は決まっていますか？**
A5. 実施する事業は自治会の中で自由に計画していただけます。
- Q6. 事業に交付金残額が生じた場合、精算の対象となりますか？**
A6. 各事業ごとの精算となります。（翌年度の交付額から相殺となります。）
別事業分に充当することはできません。
- Q7. 2事業申請しましたが、基本項目内の事業を4事業しか実施しませんでした。2事業とも精算となりますか？**
A7. 2事業のうち1事業分は全額精算、もう1事業は残額が生じた場合、精算となります。

○選択項目「③-1.こども遊園施設管理事業」

Q1. 遊園敷地の清掃、除草用具購入以外にはどのようなものに使用できますか？

A1. 清掃道具、草刈り機の給油代、替え刃代その他、対象外経費に該当しなければ自由に使用いただけます。

Q2. これまで市から謝礼を交付されて管理を行っていた遊園についても対象となりますか？

A2. 対象となりますが、施設により異なりますので、各施設所管課（P5）にご確認ください。
なお、従来の謝礼に加えて交付金が交付されることはありません。（二重交付の禁止）

Q3. 遊具の軽微な塗装、修繕等に使用することはできますか？

A3. できます。ただし、市所有の遊具については、従来どおり市の所管課が対応いたします。
また、管理作業時に市所有の遊具に異常が見られた場合は、施設所管課までご連絡願います。
（施設所管課連絡先についてはP5をご覧ください。）

Q4. ベンチ、テーブル、東屋等は遊具に含めないとありますが、対象となる遊園に設置されているベンチ等は事業の対象になりますか？

A4. 遊具の設置されている遊園敷地、条例で定めのある公園のベンチ、テーブル、東屋等は実施事業の対象となります。

Q5. ゲートボール場は遊園に含まれますか？

A5. 遊具の設置されている遊園敷地、条例で定めのある公園のゲートボール場は実施事業の対象となります。

○選択項目「③-2.ごみ集積所設置事業」

Q1. 「ごみ集積所設置事業」の対象は？

A1. ごみ集積所の新規設置や修繕、撤去（申請後、年度内に完成する事業）が対象となります。

Q2. ごみ集積所設置事業の補助金の申請は衛生組合長ができますか？

A2. 自治会長又はコミュニティ推進協議会長からの申請を対象とします。

Q3. 申請に必要な添付書類はどのようなものがありますか？

A3. 「ごみ集積所設置事業」を申請する際は次の添付書類が必要となります。

○共通に必要な書類

- ① 設置場所の分かる図面（公図の写しなどに設置する箇所を朱書してください。）
- ② ごみ集積所の利用者名簿
- ③ 事業実施前の現場写真
- ④ その他市長が必要と認める書類（必要に応じ事業所管課から連絡があります。）

○新規設置の場合

- ① 土地使用承諾書の写し
 - ・同一箇所に新築する場合は、土地使用承諾書は必要ありません。
 - ・公共用地（道路等）の場合は、管理官公庁発行の使用許可書の写しが必要です。
- ② ごみ集積所設置に係る見積書
- ③ 設置しようとするごみ集積所の平面図

○修繕の場合

- ① ごみ集積所修繕に係る見積書
- ② 修繕後のごみ集積所の平面図

○撤去の場合

- ① ごみ集積所撤去に係る見積書

Q4. 一括交付金の申請は7月末日までとなっていますが、災害等で壊れた場合など、それ以降の申請はできませんか？

A4. 全ての申請は7月末日となっておりますが、ごみ集積所設置事業及び掲示板管理事業に限り、災害等で壊れた場合など対応できる場合もありますので、各総合支所へお問合せください。

Q5. 設置等、作業を委託せずに会員で行いたいのですが、材料費は対象となりますか？

A5. 対象となります。申請時、材料の見積書が必要になります。当日の日当は交付対象外となります。

Q6. 複数のごみ集積所を申請できますか？

A6. 同一年度内に複数のごみ集積所を申請できます。

Q7. 交付決定前に着工することは可能ですか？

A7. 原則として、交付決定前の着工は認められません。何らかの理由がある場合は事前に各総合支所へご相談ください。

○選択項目「③-3.掲示板管理事業」

Q1. 市で設置した掲示板を撤去する際は？

A1. 設置の経緯に関わらず、掲示板管理事業で撤去していただく事になります。

Q2. 行政区内に集会所が複数あるが、集会所毎に設置できますか？

A2. 一括交付金を使用して設置できるのは1行政区1基のみです。複数必要な場合は独自（自治会負担）で設置していただく事になります。

Q3. 申請に必要な添付書類はどのようなものがありますか？

A3. 「掲示板管理事業」を申請する際は次の添付書類が必要となります。

○新規設置の場合（同一箇所建新築する場合は、土地使用承諾書は必要ありません。）

- ① 設置場所の分かる図面（公図の写しなどに設置する箇所を朱書してください。）
- ② 土地所有者の承諾書の写し
- ③ 掲示板設置に係る見積書
- ④ 設置しようとする掲示板の平面図
- ⑤ その他市長が必要と認める書類(必要に応じ事業所管課から連絡があります。)

○修繕の場合

- ① 設置場所の分かる図面（公図の写しなどに設置する箇所を朱書してください。）
- ② 掲示板修繕に係る見積書
- ③ 修繕後の掲示板の平面図
- ④ 修繕する前の写真
- ⑤ その他市長が必要と認める書類(必要に応じ事業所管課から連絡があります。)

○撤去の場合

- ① 設置されている場所の分かる図面（公図の写しなどに設置する箇所を朱書してください。）
- ② 掲示板撤去に係る見積書
- ③ 撤去する前の写真
- ④ その他市長が必要と認める書類(必要に応じ事業所管課から連絡があります。)

Q4. 交付決定前に着工することは可能ですか？

A4. 原則として、交付決定前の事前着工は認められません。何らかの理由がある場合は、事前に各総合支所へご相談ください。

○選択項目「③-4.ご近所助け愛交付金事業」

Q1. 具体的にどのような活動に使えますか？

A1. 自治会の中で、班等の単位で活動を行ったことに対する交付金とし用途は制限していません。例えば、週ごとに班単位で実施している清掃活動時のお茶代や日当、会議時のお弁当代。隣・近所で実施している雪かきの用具、草刈り機の燃料代、一人暮らし高齢者の見回り用備品の購入等に充てることもできます。

Q2. 班ごとに事業を行うとのことですが、誰が申請するのですか？

A2. コミュニティ組織一括交付金の選択項目となるので、自治会又は推進協議会で申請することとなります。自治会では、班単位の内訳を取りまとめさせていただきます。推進協議会で申請する場合は、自治会ごとの申請内訳書が必要です。

Q3. 自治会の事業に班として参加する場合、申請活動の対象になりますか？

A3. 自治会の基本項目・独自項目と申請事業の重複はできませんので、自治会が申請していない事業であれば申請活動の対象となります。

Q4. 草刈りなど、時期を空けて行う作業は1回ごとに1事業の取り組みとして扱う事になりますか？

A4. 草刈りは、複数回実施しても1事業とします。もう1つ別の種類の取り組みを実施していただくことで申請対象となります。

Q5. 世帯分離をしている世帯については、2世帯分の交付金が交付されますか？

A5. 自治会に2世帯分として加入している場合は可能です。自治会に1世帯分として加入している場合は、1世帯とします。

Q6. 小規模な班編成の考え方は？

A6. 自治会内で活動する班単位とします。例えば、納税組合単位、実行組合など、隣接する世帯で構成する班です。自治会の全世帯が、納税組合や実行組合と同じ場合などは、自治会を班とみなすことも可能です。

Q7. 自治会に加入しているが、どこの班（納税組合、実行組合等）にも属さない世帯がいる場合は対象外になりますか？

A7. 隣接する班と一緒に活動を行っていただければ、交付金の対象となります。

Q8. 見守り活動における世帯数の捉え方は？

A8. 見守りを行うことを周知した範囲すべてが対象世帯とします。見守りに行く世帯も来られる世帯も対象となります。

Q9. 作業における世帯数の捉え方は？

A9. 作業を行うことを周知した範囲すべてが対象世帯とします。作業した人も不参加の人も対象となります。

Q10. 班で行う、お茶っこ会などの親睦会（お楽しみ会、クリスマス会など）は、活動の対象となりますか？

A10. 対象となります。

Q11. 市の「い・ど・う市民セミナー」を活用して、税以外の分野について、班で勉強するのも活動の対象となりますか？

A11. 対象となります。

Q12. 申請した事業が行えなかった場合、返納になりますか？（雪かきを計画していたが、積もらなかった等）

A12. 申請時はあくまで実施計画ですので、別事業を行っていただき実績報告書を提出いただければ対象となります。別事業も行えず2事業以上実施できない場合は、返納となります。

○選択項目「③-5.自主防災組織活動支援事業」

Q1. 交付対象団体は？

A1. 市から自主防災組織の認定を受けている組織が対象となります。

Q2. 当該事業に係る交付金において残額が生じた場合は繰越又は、積立は出来ますか？

A2. 繰越積立はできません。精算となります。

Q3. 2行政区で構成されている組織の場合の単価は？

A3. 2行政区分の単価となります。1行政区当たり、上限3万円となりますので、2行政区で組織されていれば、各々3万円となりますので、計上限6万円となります。

Q4. 自主防災組織に直接交付することは可能ですか？

A4. 自治会長、コミュニティ推進協議会長からの申請を対象とします。振込先も自治会口座となります。

Q5. お茶代等の申請は可能ですか？

A5. 会議、訓練等で提供するお茶代（ペットボトル飲料水など）やお菓子代、お弁当代は申請できません。※炊き出し訓練を行う際の調理食材代は交付対象となりますが、お茶やお菓子などが含まれていた場合は除かせていただきます。（保存水の入れ替え分を使用するか、自治会費から支出してください。）

Q6. 災害備蓄品としてお茶や菓子類を購入することはできますか？

A6. 災害備蓄品としてお茶や菓子類を購入することはできません。
災害備蓄品は長期保存（概ね1年以上保存）が可能なものを推奨しているため、一般的な消費期限の短い飲料水や菓子類は対象外となります。防災用として販売されているものは対象となります。
対象となる災害備蓄品については、別紙チラシを参考にしてください。

○選択項目「③-6.防災マップ作成支援事業【新規・更新】」

Q1. 交付対象団体は？

A1. 市から自主防災組織の認定を受けている組織が対象となります。

Q2. 当該事業に係る交付金において残額が生じた場合は繰越又は、積立は出来ますか？

A2. 繰越、積立はできません。精算となります。

Q3. 自主防災組織に直接交付することは可能ですか？

A3. できません。自治会からの申請を対象とし、自治会口座に振り込みます。

Q4. 基本データの作成費と印刷費は同時に申請してよろしいですか？

A4. 同時申請いただけますが、それぞれ交付上限があります。

＜新規作成の場合＞

基本データ作成費：上限50,000円 印刷費：整備に係る経費の2/3の額で上限50,000円

＜更新の場合＞

基本データ作成費及び印刷費合わせて上限50,000円

Q5. 防災マップの印刷は、印刷会社に頼んで印刷しなければならないですか？

A5. 自治会の会員が持っているプリンターで印刷して配布することも可能です。その際はインク代、紙代、ラミネート代等の見積書で申請をしていただきます。

Q6. 防災マップの更新について申請は可能ですか？

A6. 更新に伴うデータ作成費及び印刷費について、最大50,000円まで申請可能です。
ただし、作成から概ね3年経過した防災マップの更新に限ります。

基本項目、独自項目の対象事業

行 事	市からの補助金	内 容	(基本項目)独自項目申請に必要な5事業に該当	(基本項目)独自項目申請に必要な5事業以外に該当	独自項目
地区運動会	有	運営に係るもの	x	x	x
		旗、鉢巻などの自治会独自の購入、事前練習	○	○	○
地区敬老会	無	運営に係るもの	x	○	x
		運営に係るもの	x	○	x
教育センター主催のレクリエーション大会	無	ゼッケンなどの自治会独自の購入、事前練習	○	○	○
		運営に係るもの	○	○	x
コミュニティ推進協議会主催のレクリエーション大会	無	ゼッケンなどの自治会独自の購入、事前練習	○	○	○
		運営に係るもの	○	○	x
コミュニティ推進協議会主催の事業	無	運営に係るもの	○	○	x
		自治会独自の活動に係るもの	○	○	○
自治会主催の事業	無	運営に係るもの	○	○	○
		事業実施に係るもの	○	○	○

※市から他の補助金を受けている事業で運営に係るものは対象外経費。ただし、補助金の規定以外の地区独自の事業内容は該当になります。

5 コミュニティ組織一括交付金制度関係部局連絡先

【一括交付金制度担当課】

栗原市企画部市民協働課 TEL : 0228(22)1164 FAX : 0228(22)0313

栗原市築館薬師一丁目7番1号 E-mail : kyodo@kuriharacity.jp

【各総合支所担当課】

築館総合支所市民サービス課 TEL : 0228(22)1111 FAX : 0228(22)0311

E-mail : tsukidate@kuriharacity.jp

若柳総合支所市民サービス課 TEL : 0228(32)2121 FAX : 0228(32)4669

E-mail : wakayanagi@kuriharacity.jp

栗駒総合支所市民サービス課 TEL : 0228(45)2111 FAX : 0228(45)6025

E-mail : kurikoma@kuriharacity.jp

高清水総合支所市民サービス課 TEL : 0228(58)2111 FAX : 0228(58)2759

E-mail : takashimizu@kuriharacity.jp

一迫総合支所市民サービス課 TEL : 0228(52)2111 FAX : 0228(52)2361

E-mail : ichihasama@kuriharacity.jp

瀬峰総合支所市民サービス課 TEL : 0228(38)2111 FAX : 0228(38)4169

E-mail : semine@kuriharacity.jp

鶯沢総合支所市民サービス課 TEL : 0228(55)2111 FAX : 0228(55)3932

E-mail : uguisuzawa@kuriharacity.jp

金成総合支所市民サービス課 TEL : 0228(42)1111 FAX : 0228(42)3169

E-mail : kannari@kuriharacity.jp

志波姫総合支所市民サービス課 TEL : 0228(25)3111 FAX : 0228(25)3115

E-mail : shiwahime@kuriharacity.jp

花山総合支所市民サービス課 TEL : 0228(56)2111 FAX : 0228(56)2578

E-mail : hanayama@kuriharacity.jp

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing.

